

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 群馬県邑楽郡大泉町西小泉二丁目3番17号

氏 名 トネリサイクルシステム株式会社

代表取締役 川原和哉

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

山本 一太



許可の年月日

令和6年 3月16日

許可の有効期限

令和11年 3月15日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨纖維くず、⑩動植物性残さ、⑪ゴムくず、⑫金属くず、⑬ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑭鉱さい、⑮がれき類、⑯ばいじん（以上16種類）

※②については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑥については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑫については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑬については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑮については、石綿含有産業廃棄物を含む。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成6年 3月16日 新規許可

平成11年 2月 4日 変更許可

平成11年 3月16日 更新許可

平成16年 3月16日 更新許可

様式第七号（第十条の二関係）

平成18年	3月28日	変更許可
平成21年	3月16日	更新許可
平成26年	3月16日	更新許可
平成31年	3月16日	更新許可
令和元年	5月23日	変更許可
令和6年	3月16日	更新許可

4 積替え許可の有無

有・

5 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・